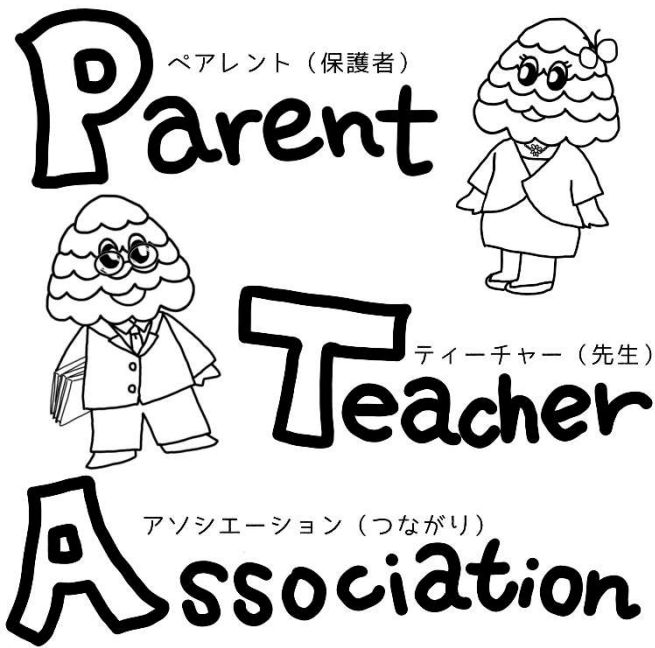


PTA ってなんだろう??



家庭・学校・地域がパートナーとなり子どもの健やかな成長のために力を合わせる組織です。

子どもたちのためになにができるか?を考えて活動しています。

見沼小PTAってどんな団体?

●活動の目的

- ・保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域における子どもたちの健やかな成長を図ります。
- ・大人も共に学び、親睦を深めます。
- ・地域の団体と協力し、子どもたちの安全を守り、成長を見守ります。

●活動の内容

心の成長へ

○もっくるフェスティバル

先生と児童全員が参加する保護者主催のイベントです。ゲームやクイズを通して、友だちや先生との連帯感、達成感を感じることができます。

○あいさつ力アップキャンペーン

あいさつを通じて親子・学校・地域の方々とのつながりを持ち、児童のコミュニケーション力を高めます。

地域と連携し、 子どもの安全を守る

○下校パトロール

子どもたちが安全に下校できるよう、通学路の安全点検、子どもたちへの声かけ等を行い、不審者による犯罪防止に努めています。

○声かけタイ

子どもたちの登下校時にあいさつを通じた見守り活動をしています。

子どもの夢を育む

○周年行事

5年ごとに行います。55周年では手形アートやバルーンリリースなどを行いました。

○ふれあいコンサート

近隣中学校の吹奏楽部にお越しいただき、音楽を通して地域との交流を深める場です。

子どもの環境を整備する

○レッツ・ジョイン! クリーン活動

親子、先生、スポーツ少年団、地域の方々にボランティアを募り、協力して通学路や校庭の清掃を行います。

○ベルマーク

逆上がり補助器、ブックトラック、ディスプレイスタンドや追突防止マットなど子どもたちの安全を守るものや、授業の補助になるものを購入しています。

○資源回収 (地域の皆さまからの古紙回収による補助金)

スポットクーラーや大型扇風機、防草シートを設置したり、子どもたちの学校生活を快適にするものを購入しています。

誰が参加できるの？

- この会の趣旨に賛同する見沼小児童の保護者（またはこれに代わる方）
- 見沼小に勤務する教職員・事務員・業務主査

PTA 活動においては、会員の皆様とその同居の親族まで、ご家庭内のどなた様でも PTA 活動に参加することが可能です。

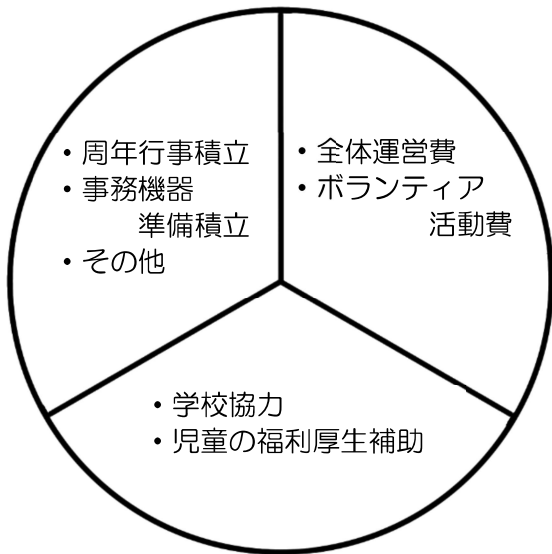
「できる人が、できるときに、できることを」を目標とし、たくさんの方でできることを分担し合い、一人ずつの負担を小さくしながら子どもたちの健全な成長を見守っていけるよう、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。ご家庭内での PTA 活動のシェア、大歓迎です！！

※活動は「PTA 活動総合補償制度」の対象となります。7ページをご参照ください。

PTA 会費は何に使われるの？

地域の方々も協力して下さる古紙回収によるものです！

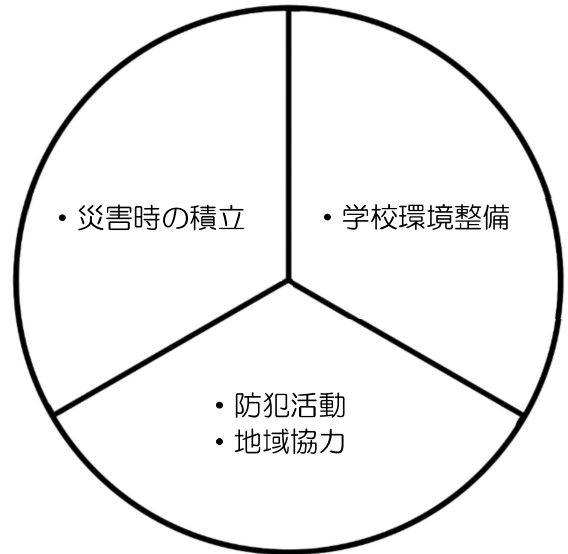
●一般会計（会費）



- ☆ PTA 活動全般 ☆
- 支出例
- ・事務用品、消耗品
 - ・もっくるフェスティバル
 - ・各研修、交通費
 - ・卒業記念品
 - ・入学式、卒業式などのお花
 - ・広報紙発行

…等

●特別会計（資源回収金）



- ☆ 地域に還元 ☆
- 支出例
- ・防草シート、修繕
 - ・防犯活動備品
 - ・レッツ・ジョイン！クリーン活動
 - ・ふれあいコンサート
- …等

※詳細は毎年 4 月頃に発行される PTA 総会資料をご参照ください。

- 高額なものを購入する時、例年とは違う使い方をする時は、役員会で話し合い、運営委員会で承認をいただいております。
- 年 2 回（中間、期末）の監査で適切に使用されているか、監事によるチェックがあります。
- 一家庭につき、月額 450 円を年 2 回（2,700 円ずつ）に分けて集金しています。

見沼小PTA全体図

会 員

総 会 4～5月頃

PTAの重要なことを『決める場』
★会員全員対象

役員会

会員の代表となって意見をまとめ、PTA全体の活動を円滑に進むよう、話し合う場です。

会計監査

会計をチェックします。

運営委員会

PTA総会で決めたことを実施・報告する場
そして、次年度総会に向けて議案を決めていく場です。

学年委員

子どもたちが健全・安全に過ごせる環境づくりのサポートをしています。

選考委員

次年度の役員を選考します。

本部役員

PTA全体の調整役です。

ベルマーク

ベルマーク等を収集して備品を寄付します。

下校パトロール

子どもたちの安全を守ります。

総務委員

PTA主催のたのしいお祭りを企画・運営します。

広報委員

PTA活動を紹介します。

臨時委員会（特別な事業をとりまとめる）

- 例）・周年行事実行委員
- ・会則検討委員

学校行事の協力

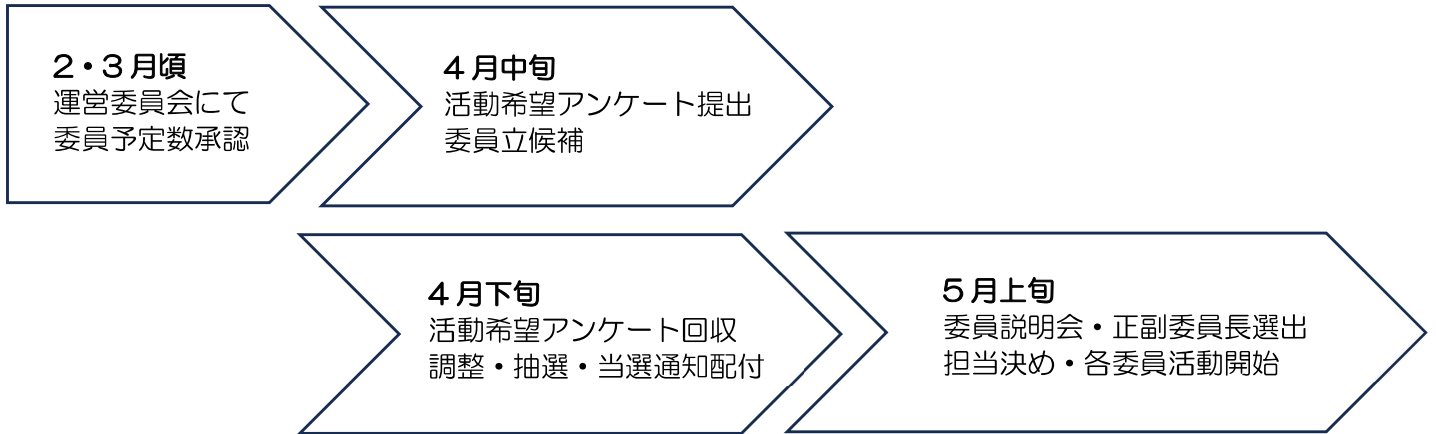
防犯パトロールの協力

図書ボランティアの協力

ベルマーク・テトラパック・インカートリッジ 収集協力

委員について

●委員が決まるまでの流れ



●各委員の主な仕事



○学年委員

ベルマーク・テトラパック・インクカートリッジの収集や集計、送付

懇談会のある日や、学校に来る日などを集計日にしてみんなで活動しています。

児童下校時のパトロール運営、道具管理、活動報告

子どもたちが安全に下校でき、地域の方々とコミュニケーションをとれるように運営していきます。

PTA主催のイベントや学校行事のお手伝い

もっくるフェスティバル、レッツ・ジョイン！クリーン活動、運動会、給食試食会等のお手伝いをします。

選考活動・報告



○総務委員

PTA主催のおまつり「もっくるフェスティバル」の企画・運営・開催を行います。



○広報委員

年2回「みぬま」という広報紙を発行します。取材も他の役員、委員と協力し、イベントすべてに参加しなくても発行できるよう配慮しています。



●委員を経験して良かったこと

- ・学校や子どもたちの様子がよくわかりました。
- ・他の学年の保護者の方と交流がもてたことで、各学年の情報交換ができました。
- ・担任の先生とお会いする機会が増えたので、子どもの学校での様子を聞くことができました。
- ・学校行事の中でPTAの協力で成り立つ部分があることを知り、行事の見方や関わり方が変わっていき、今後も積極的に参加していこうと感じました。
- ・学校のことで子どもとの会話が増えました。
- ・活動中には様々な学年の子どもたちと挨拶したり、話したりして、こちらも元気をもらえます。
- ・大きな行事や活動を終えたときに達成感を感じました。
- ・見沼小学校のことだけでなく、地域のことも知ることができました。
- ・学校で子どもに会うと、とてもうれしそうにしてくれます。



役員について

●各役員主な仕事

会長

PTA 役員の代表として、行政・区 P (さいたま市 PTA 協議会・見沼区連合会)・近隣学校・地域の集まりなどの会合や各種行事に出席します。これら対外的な活動とともに、校内においても各種 PTA 役員会・運営委員会・総会・CS (学校運営協議会制度)・SSN (地域学校共働本部) など学校に関わる活動に参加します。

副会長

PTA 活動の運営がスムーズにいくよう準備をする役割です。いろいろな立場の方をつなぐ潤滑油の役割を果たしています。4人で仕事を分担し、情報を共有しながら活動しています。

書記

運営委員会後の PTA からののお知らせや総会資料、PTA 関連の文書を作成・配付を担当しています。
また、各種行事の企画・運営に協力するなど、他の役員とともに会長・副会長をサポートします。

会計

会員の皆さまからお預かりした大切な会費を管理する仕事です。予算を立て決算報告するまでの 1 年間、お金に関することを扱います。会費や資源回収費の支出入の管理を行っています。また、各種行事の企画・運営に協力するなど、他の役員とともに会長・副会長をサポートします。

監事

会員の皆さまからお預かりした大切な会費・学級費・給食費等を、領収書と帳簿を照らし合わせ、記載漏れや添付もれ、用途に間違いがないか慎重に確認しながら作業しています。

PTA活動総合補償制度

補償内容（全会員対象）

PTA活動の安心のために

PTA活動総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員（保護者・教職員）等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷 害（PTA団体傷害保険）

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



被保険者（保険の対象となる方）

- PTA会員（保護者・教職員）およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事（*1）への参加が事前にPTAより認められている方

（*1）PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称のいかんを問いません）にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

賠 償（PTA賠償責任保険）

対人 来賓にケガをさせた



対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



提供飲食物

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った



法律相談・クレーム対応費用

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした

弁護士相談・弁護士紹介サービス
PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。



ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項（「契約概要」・「注意喚起情報」）が記載されていますので、必ずご覧ください。特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」等）が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。